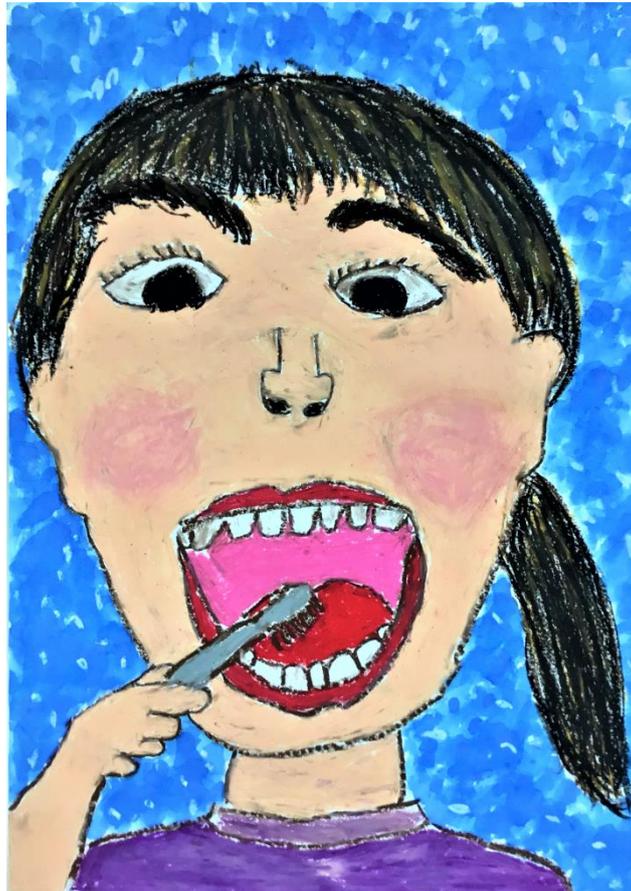


# 歯なまるスマイルプラン（対馬市版Ⅱ）



令和6年3月

対馬市  
(対馬市歯科医師会)

表紙：令和5年度「歯・口腔の健康に関する図画・ポスターコンクール」  
小学校低学年図画部門 長崎県歯科医師会長賞  
対馬市立西学校 3年生 須川 花音さんの作品です。

# 歯なまるスマイルプラン（対馬市版Ⅱ） 目次

はじめに	1
第1章 総論	
1. 対馬市の歯科保健基画計画	3
2. 対馬市の歯科保健推進体制	5
3. 歯なまるスマイルプラン（対馬市版）の最終評価	8
第2章 各論	
A. 歯・口腔に関する健康格差の縮小	13
B. 歯科疾患の予防	18
C. 口腔機能の獲得・維持・向上	28
D. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に 対する歯科口腔保健	32
E. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	38
F. 大規模災害時の歯科口腔保健対策	44
第3章 目標一覧	45
第4章 資料編	50
〈参考資料〉	
◇用語説明	51
◇長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	55
◇歯科口腔保健の推進に関する法律	60
◇対馬市1歳6か月児、2歳児、3歳児歯科健診むし歯（う歯）状況	63
◇対馬市保育所（園）・幼稚園・こども園、学校歯科健診集計結果	64
◇令和4年度対馬市成人歯科健診結果	65
◇令和4年度学齢期保護者アンケート 集計結果	66
◇令和4年度障害者福祉施設歯科アンケート 集計結果	67
◇令和4年度高齢者福祉施設歯科アンケート 集計結果	68
◇歯なまるスマイルプラン（対馬市版）目標値シート評価結果	69
◇対馬地区歯科保健推進協議会委員及び 歯なまるスマイルプラン（対馬市版Ⅱ）ワーキングメンバー	70

## はじめに

わが国では人生100年時代を迎え、いつまでも健やかで心豊かに過ごすことは、すべての市民の願いです。

歯・口腔の健康づくりは、「美味しく食べる」「楽しく話す」「明るく笑う」など、豊かで健やかな人生を送る上で、欠かすことができないものです。また、歯・口腔の健康を維持・増進を図ることは、生活習慣病や認知症の予防など、全身の健康を維持することにつながり、生涯にわたって心身の健康を保つ上で重要な要素の一つとなっております。



本市では、平成25年に「歯なまるスマイルプラン（対馬市版）」を10か年計画で策定し、乳幼児期から高齢期にわたる各ライフステージにおいて、それぞれの課題を踏まえた歯科保健施策を推進してまいりました。

これまでの取組の成果として、乳幼児期から学童期までのむし歯の有病者率が減少を続けるなど、改善している項目が多く認められる一方で、生活リズムや食習慣の乱れなどの影響により、歯周病の発症が低年齢化するなど、取組を強化すべき新たな課題も明らかとなっております。

このたび、「歯なまるスマイルプラン（対馬市版）」が令和5年度に終期を迎えることから、これまでの取組を評価し、新たな計画となる「歯なまるスマイルプラン（対馬市版Ⅱ）」を、令和6年度から令和11年度までの6か年計画で策定いたしました。

本計画では、乳幼児から高齢者までのすべての市民が主役となる歯と口腔の健康づくりの更なる推進を図るとともに、歯科健（検）診の受診機会の拡大を図るなど、社会環境の整備を図り、市民と行政が一体となって歯と口腔の健康づくりに取り組んでいけるよう、ひいては、市民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を営めるよう、総合的・効果的に歯科保健施策に取り組んでまいります。

市民の皆様には、これまで以上にご理解とご協力をいただきますよう、心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました対馬市歯科医師会及び対馬地区歯科保健推進協議会の皆様をはじめ、熱心にご議論いただきました関係者の皆様方へ心から感謝申し上げます。

令和6年3月

対馬市長 比田勝 尚喜

昭和63年までは、「一生自分の歯で食べよう」という標語が使われていましたが、翌年の平成元年に、厚生省(当時)と日本歯科医師会が『8020運動(満80歳で20本以上の歯を残そうという数値目標 当時6~7本)』を提唱し、開始してから36年が経ち、国内では達成者が5割を超えました。また、対馬市も約3割(12.2本)になった今、歯の本数に加え口腔機能を維持するオーラルフレイル(話がしにくい・飲み込みにくい・むせる・こぼす等、舌を含めた口の周囲の筋肉の衰え)予防が注目されています。



歯と口腔の健康を守ることは、日常生活の中でも特に生活の質の向上と密接な関係があり、生涯を通じて自分の歯でおいしく食べることや、会話によるコミュニケーションを維持し続けることが重要であり、身体的な健康のみならず、精神的、社会的な健康にも大きく寄与することが知られています。

我が国の健康増進(Health Promotion)の総合的な推進は、『健康日本21』によりなされ、また国内の法整備については、平成23年8月10日『歯科口腔保健の推進に関する法律』が交付・施行されました。長崎県はこれより早い時期に、すべての県民が生涯を通じて自らむし歯や歯周疾患等の予防および口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケアや医療を受けられることを基本理念とし、平成22年6月4日に国内で3番目、九州で初の『長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例』を施行しました。また、この規定により、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実践する戦略(例：健康格差縮小のためのフッ化物洗口推進事業等)として、「歯なまるスマイルプラン(=長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)」を策定しました。これを受けた形で、対馬市では、県総合計画等の関連計画と調和を図り、健康つしま21計画の歯科保健対策とも整合性を保ちながら、市民が歯科保健を通して健康増進に努め、豊かで幸せな生活に繋がることを目指し、令和6年度から11年度までの6年間『歯なまるスマイルプラン(対馬版II)』という具体的な健康計画(県独自の大規模災害時の歯科口腔保健対策を含む等)として、関係職種の皆様とともに引き続き推進してまいりますので、ご支援とご理解を賜りますようお願いいたします。

結びに、今回の計画策定にご協力いただきました関係者の皆様に、深く感謝し、お礼申し上げます。

令和6年3月

対馬市歯科医師会会長

対馬地区歯科保健推進協議会会長 竹村正士











































































































































■発行年月／令和 6 年 3 月

■発行／対馬市

■編集／対馬市 保健部 健康増進課

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

☎ (0920) 58-1116